

重要事項説明

(倉敷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則(平成26年規則第60号) 第15条の規定に基づく揭示内容)

令和6年4月1日現在

施設名称	片島保育園		
施設類型	保育所		
施設の所在地	倉敷市片島町34-3		
施設の電話番号	086-465-4730		
園長氏名	田中 千鶴		
施設の認可年月日	昭和55年9月9日		
施設の確認年月日	昭和56年4月1日		
設置者名・所在地	社会福祉法人稔福社 理事長 田中 章雄 (倉敷市片島町34-3)		
受け入れ対象児童	① 2号認定子ども(満3歳以上の教育・保育を必要とする子ども) ② 3号認定子ども(満3歳未満の保育を必要とする子ども)		
施設の目的及び運営方針	倉敷市からの委託を受けて、保育を必要とする乳児・幼児に対して、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施するとともに、保護者に対する支援(入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援)を行う。		
提供する教育及び保育の内容	「保育所保育指針」に基づき、教育・保育を提供する。		
職員の職種、員数及び職務の内容	職 種	員 数	職務内容
	園長	1名	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
	副園長	1名	園務をつかさどり、園長の補佐をする。
	主任保育士	1名	保育士に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
	保育士	33名	園児の保育をつかさどる。
	看護師	1名	乳児をつかさどる。
	栄養士	2名	園児の栄養の指導・管理、調理業務をつかさどる。
	調理師	3名	園児の栄養の指導・調理業務をつかさどる。
	事務員他	6名	事務一般又は園内の整備
※ 員数については、令和6年4月1日時点の配置予定数(常勤換算数)を記載しています。			
嘱託医等の氏名、業務内容	職 種	氏名(医療機関名等)・主な業務内容	
	嘱託医	三谷原内科 入所前健診、定期健診(年2回)、園児の健康に関する指導・助言など	
	健診医	三谷原 重雄	
特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日	開所日	次に掲げる休園日を除く、月～土曜日	
	休園日	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月29日～1月3日)園長が認める日	
	開所時間(延長保育を除く)	7:00～18:00	
	延長保育時間	18:00～19:00	

<p>支給認定保護者から受領する利用者負担その他費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p>	<p>○ 利用者負担金</p> <table border="1" data-bbox="454 347 1364 504"> <tr> <td>保育料月額</td> <td>倉敷市の定める保育所保育料月額</td> </tr> <tr> <td>延長保育料</td> <td>1時間につき350円、月額3500円（おやつ代を含む）</td> </tr> <tr> <td>実費徴収金（諸費）</td> <td>災害共済掛金（年額240円） 個人持ち用品代（制服・文具、）などの実費については、別にお知らせします。</td> </tr> </table> <p>○ 利用者負担金の徴収方法</p> <table border="1" data-bbox="454 548 1364 907"> <tr> <td>当月分の保育料</td> <td>倉敷市から送付される納付書（又は口座振替通知書）に記載された納期限までに、指定金融機関へ納付（口座振替の場合は充当）してください。</td> </tr> <tr> <td>当月分の延長保育料</td> <td>納付書をお渡しますので、<u>納期限までに登園へ納付してください。</u> ・月極利用については、当月の30日を納期限とします。 ・日極利用については、翌月の10日を納期限とします。</td> </tr> <tr> <td>実費徴収金（諸費）</td> <td>納付書をお渡しますので、<u>納期限までに登園へ納付してください。</u> ① 当月分給食代（主食代）・・・お米を持参 副食費 4800円 ② 災害共済掛金（年払）・・・入所末日を納期限とします。 ③ その他の実費については、適宜、徴収します。</td> </tr> </table> <p>※ 指定する納期限が日曜日・祝日にあたる場合は、その翌日を納期限とします。</p>	保育料月額	倉敷市の定める保育所保育料月額	延長保育料	1時間につき350円、月額3500円（おやつ代を含む）	実費徴収金（諸費）	災害共済掛金（年額240円） 個人持ち用品代（制服・文具、）などの実費については、別にお知らせします。	当月分の保育料	倉敷市から送付される納付書（又は口座振替通知書）に記載された納期限までに、指定金融機関へ納付（口座振替の場合は充当）してください。	当月分の延長保育料	納付書をお渡しますので、 <u>納期限までに登園へ納付してください。</u> ・月極利用については、当月の30日を納期限とします。 ・日極利用については、翌月の10日を納期限とします。	実費徴収金（諸費）	納付書をお渡しますので、 <u>納期限までに登園へ納付してください。</u> ① 当月分給食代（主食代）・・・お米を持参 副食費 4800円 ② 災害共済掛金（年払）・・・入所末日を納期限とします。 ③ その他の実費については、適宜、徴収します。
保育料月額	倉敷市の定める保育所保育料月額												
延長保育料	1時間につき350円、月額3500円（おやつ代を含む）												
実費徴収金（諸費）	災害共済掛金（年額240円） 個人持ち用品代（制服・文具、）などの実費については、別にお知らせします。												
当月分の保育料	倉敷市から送付される納付書（又は口座振替通知書）に記載された納期限までに、指定金融機関へ納付（口座振替の場合は充当）してください。												
当月分の延長保育料	納付書をお渡しますので、 <u>納期限までに登園へ納付してください。</u> ・月極利用については、当月の30日を納期限とします。 ・日極利用については、翌月の10日を納期限とします。												
実費徴収金（諸費）	納付書をお渡しますので、 <u>納期限までに登園へ納付してください。</u> ① 当月分給食代（主食代）・・・お米を持参 副食費 4800円 ② 災害共済掛金（年払）・・・入所末日を納期限とします。 ③ その他の実費については、適宜、徴収します。												
<p>小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p>	<p>○ 利用定員合計 200人</p> <table border="1" data-bbox="454 974 1364 1108"> <tr> <td>2号認定子どもに係る利用定員</td> <td>3歳～5歳児 115人</td> </tr> <tr> <td>3号認定子どもに係る利用定員</td> <td>乳児（生後48日目から受け入れ） 25人 1歳～2歳児 60人</td> </tr> </table>	2号認定子どもに係る利用定員	3歳～5歳児 115人	3号認定子どもに係る利用定員	乳児（生後48日目から受け入れ） 25人 1歳～2歳児 60人								
2号認定子どもに係る利用定員	3歳～5歳児 115人												
3号認定子どもに係る利用定員	乳児（生後48日目から受け入れ） 25人 1歳～2歳児 60人												
<p>施設の利用開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項（入所選考方法）</p>	<p>○ 利用開始（平成27年度入所申込みから適用）</p> <p>① 利用申込み 倉敷市から交付された「支給認定証の写」を添えて、当園又は倉敷市保育・幼稚園課（又は各保健福祉センター福祉課）へ入所の申込みを行ってください。 入所申込書及び添付書類については、倉敷市の定める様式を使用します。</p> <p>② 入所選考 <u>倉敷市の入所選考基準に基づき、倉敷市が入所決定を行います。</u></p> <p>③ 利用契約・利用開始 <u>保育所における保育は、倉敷市との直接契約となります。</u> 倉敷市からの入所決定後、当園における重要事項説明を行い、教育・保育を開始します。</p> <p>○ 利用終了 年度途中で退園される場合は、事前（少なくとも退園予定日の2週間前）に、当園に申し出てください。</p>												
<p>緊急時等における対応方法</p>	<p>○ 園での対応 園児が怪我を負うなどの緊急時等には、当園の判断で医療機関へ搬送します。</p> <p>○ 保護者への連絡 次のような場合には、事前に登録された保護者の緊急連絡先に連絡しますので、早めのお迎えをお願いします。 (例) 園児の体調不良や怪我などで、お迎えをお願いするとき。 台風の接近などにより、避難指示（勧告）が発令されたとき。</p>												

非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難・防災対策 避難・防災マニュアルに基づき、火災・地震等を想定した避難訓練を毎月1回以上実施します。 園児に対して防災教育を行います。 ○ 緊急避難場所 地震や津波などの大規模災害発生時（又は発生が予測される場合）には、次の場所に避難します。 第1 避難場所・・・保育園園舎2階（倉敷市片島町） 第2 避難場所・・・倉敷第一中学校
虐待の防止のための措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員に対する措置 児童に対する指導やしつけであったとしても、児童の心身に有害な影響を及ぼすような行為は行わないよう、職員に対して教育・指導を徹底するとともに、保護者との連携を密にし、児童の健全育成に努めます。
法令順守のための措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令順守責任者 当園の業務管理体制を整備するために、次の者を法令順守責任者とする。 ≪事務≫ 田中 成樹
その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給食提供 当園では、完全給食（3歳以上児の主食提供を含む）を提供します。 ○ 園児が加入する保険 <ul style="list-style-type: none"> ① 独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付制度 補償内容 当園管理下において発生した事故等について補償 給付金額 医療費の一部、3770万円（障がい見舞金）、2800万円（死亡見舞金） ② 賠償責任保険（日保協保育園総合保険） 保険内容 上記に同じ 保険金額 5億円（1事故）、300万円（身体賠償）、100万円（財物賠償1事故） ○ 第三者評価・会計監査 当園では、適切な施設運営を確保するために、第三者評価・会計監査を実施しています。 ○ 苦情受付担当の職・氏名・連絡先 園長 田中 千鶴（TEL086-465-4730） 第三者委員 中原康雄・宇野淳二

※ 本重要事項説明には、運営規程の概要、職員体制、利用者負担その他利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項のみを抜粋して記載しています。

※ 本重要事項説明に関してご不明な点がございましたら、園長までお尋ねください。